



平成 29 年 1 月からの雇用保険適用拡大等について

平成 29 年 1 月 1 日から、65 歳以上の従業員についても、「1 週間の所定労働時間が 20 時間以上で、かつ 31 日以上雇用見込みがある」場合は、「高年齢被保険者」として雇用保険が適用されることになりました。

今年の 1 月以降、新たに雇い入れる場合は、雇い入れ日から雇用保険に加入となりますので、翌月 10 日までに取得届を管轄のハローワークに提出します。また、平成 28 年 12 月末までに雇用されていた方で、今年の 1 月 1 日に上記の要件に該当する場合は、1 月 1 日付で雇用保険に加入となりますので、取得届を管轄のハローワークに平成 29 年 3 月 31 日までに提出することになります。

なお、雇用保険料の徴収は、平成 31 年度までは、事業主、高年齢被保険者共に免除となります。

高年齢被保険者が離職した場合、受給要件を満たすと「高年齢求職者給付金」（一時金として被保険者期間が 1 年以上の場合は基本手当日額の 50 日、1 年未満の場合は基本手当日額の 30 日が支給され、年金と併給が可）を受給できます。

【受給要件】 ①離職していること ②積極的に就職する意思があり、いつでも就職できるが仕事が見つからない状態であること ③離職前 1 年間に雇用保険加入期間が 6 か月以上あること（賃金支払基礎日数が 1 カ月に 11 日以上ある月が 6 か月以上あること）

高年齢求職者給付金については、従来の 65 歳以上の被保険者に支給されている内容と変更はありませんが、平成 29 年 1 月 1 日以降に高年齢被保険者として、介護休業や育児休業を新たに開始する場合、厚生労働大臣が指定する教育訓練を開始する場合、要件を満たせば、介護休業給付金、育児休業給付金、教育訓練給付金の受給ができることになりました。

平成 29 年 1 月から育児休業・介護休業給付金の要件が見直されたこともあり、一般被保険者も含めて、特に介護休業給付金の申請手続きは増えるのではないかと考えられます。

今回、新たに 65 歳以上の期間雇用者が平成 29 年 1 月 1 日に雇用保険を取得した場合で考えてみたいと思います。例えば、この期間、雇用者から、平成 30 年 2 月 1 日に疾病により 2 週間以上の常時介護を必要とする状態にある別居している兄について、30 日間の介護休業の申出があり、その時点で、以下の 3 つの要件のすべてを満たしている場合は、介護休業給付金の受給が可能となります。

- ①介護休業開始年月日前に、賃金支払い基礎日数が 11 日以上ある月が 12 か月以上ある。
- ②介護休業終了後に離職することが予定されていない。
- ③休業開始時に、同一事業主の下で 1 年以上雇用が継続しており、かつ、介護休業開始予定日から起算して 93 日を経過する日から 6 か月を経過する日までに、その労働契約（労働契約が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了することが明らかでないこと。

なお、介護休業給付金は 93 日を限度に 3 回まで分割取得ができることになったことから、上記の例では、同じ対象家族について 62 日間を限度として、あと 2 回の受給が可能な場合があります。

また、介護休業給付金の支給額は、平成 28 年 8 月 1 日以降、最大で休業開始時賃金日額（原則、介護休業開始前 6 か月間の賃金を 180 で除した額）×支給日数×67%となっています。

実際の手続きに当たっては、ケースバイケースですので、弊所担当までご連絡ください。

(文責 Y.M)